別記様式第二十九（第四十四条関係）

交通反則公示通告書

1　反則者
　下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知を受けた者
2　通告内容
　告知書(7)記載の金額の反則金の納付
3　通告理由
(1) 反則行為となるべき事実
　告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
(2) 反則行為の種別
　告知書(6)記載のとおり。
上記のとおり道路交通法第127条第１項前段及び第129条第２項の規定により通告します。
なお、この通告を受けた者は、道路交通法第128条第３項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和　　年　　月　　日

警察本部長
（警視総監）　印
（方面本部長）

| 告知年月日 | 告知書番号 | 告知年月日 | 告知書番号 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

第三片

◎　領収済通知書　国庫金

| 納付者通知票 | | |
|---|---|---|
| | （番　号） | |
| 通知 | 令和　年　月　日 | |
| 金額 | 万 千 百 十 円 | |
| 納付期限 | 令和　年　月　日 | |
| 領収 | 令和　年　月　日 | |
| 納付区分 | 仮 本 徴 | |
| 告知・通告・指示 | 令和　年　月　日 | |

住所

氏名　　殿

| | |
|---|---|
| 納付場所 | 日本銀行本支店、代理店又は歳入代理店 |
| 納付期限 | 令和　年　月　日限り |

（宛先）（歳入徴収官又は歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地）

| （年度） | （番号） |
|---|---|
| 一般会計 | 内閣府主管（番号） |
| （取扱庁名（番号）） | |
| 金額 万 千 百 十 円 | |
| 上記の金額を領収しました。 | |
| （領収日付印） | |

備考　1　各片は、左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。
2　各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
3　第１片の「◎」を赤色とし、「納付期限」欄及び「現金納付」を赤枠で囲み、「現金納付」を太字体とする。
4　「納付区分」欄の「仮」は告知する場合に、「本」は通告する場合に、「指」は家庭裁判所の指示を受けた者に交付する場合にそれぞれ○で囲むものとする。
5　納付書を再発行するときは、各片上欄左肩に「再○○」（○○は警察署名等）を押印するものとする。
6　各片の右最上欄の番号及び第３片の納付者通知票の番号は、告知書の番号（指示に係る納付の場合にあつては指示書の番号）と同一とする。
7　用紙の大きさは、各片とも、おおむね縦９センチメートル、横21センチメートルとする。
8　日本工業規格Ｘ0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、１及び２にかかわらず、左から納付書・領収証書、領収控及び領収済通知書の順に連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。この場合には、７にかかわらず、３片を連続して接続した用紙の大きさは、おおむね縦11センチメートル、横23センチメートルとする。
9　上記各号に掲げるもののほか、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）別紙第４号書式の備考によるものとする。

別記様式第二十九（第四十四条関係）

交通反則公示通告書

1　反則者
　下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知を受けた者
2　通告内容
　告知書(7)記載の金額の反則金の納付
3　通告理由
(1) 反則行為となるべき事実
　告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
(2) 反則行為の種別
　告知書(6)記載のとおり。
上記のとおり道路交通法第127条第１項前段及び第129条第２項の規定により通告します。
なお、この通告を受けた者は、道路交通法第128条第３項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

平成　　年　　月　　日

警察本部長
（警視総監）　印
（方面本部長）

| 告知年月日 | 告知書番号 | 告知年月日 | 告知書番号 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

第三片

◎　領収済通知書　国庫金

| 納付者通知票 | | |
|---|---|---|
| | （番　号） | |
| 通知 | 平成　年　月　日 | |
| 金額 | 万 千 百 十 円 | |
| 納付期限 | 平成　年　月　日 | |
| 領収 | 平成　年　月　日 | |
| 納付区分 | 仮 本 徴 | |
| 告知・通告・指示 | 平成　年　月　日 | |

住所

氏名　　殿

| | |
|---|---|
| 納付場所 | 日本銀行本支店、代理店又は歳入代理店 |
| 納付期限 | 平成　年　月　日限り |

（宛先）（歳入徴収官又は歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地）

| （年度） | （番号） |
|---|---|
| 一般会計 | 内閣府主管（番号） |
| （取扱庁名（番号）） | |
| 金額 万 千 百 十 円 | |
| 上記の金額を領収しました。 | |
| （領収日付印） | |

備考　1　各片は、左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。
2　各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
3　第１片の「◎」を赤色とし、「納付期限」欄及び「現金納付」を赤枠で囲み、「現金納付」を太字体とする。
4　「納付区分」欄の「仮」は告知する場合に、「本」は通告する場合に、「指」は家庭裁判所の指示を受けた者に交付する場合にそれぞれ○で囲むものとする。
5　納付書を再発行するときは、各片上欄左肩に「再○○」（○○は警察署名等）を押印するものとする。
6　各片の右最上欄の番号及び第３片の納付者通知票の番号は、告知書の番号（指示に係る納付の場合にあつては指示書の番号）と同一とする。
7　用紙の大きさは、各片とも、おおむね縦９センチメートル、横21センチメートルとする。
8　日本工業規格Ｘ0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、１及び２にかかわらず、左から納付書・領収証書、領収控及び領収済通知書の順に連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。この場合には、７にかかわらず、３片を連続して接続した用紙の大きさは、おおむね縦11センチメートル、横23センチメートルとする。
9　上記各号に掲げるもののほか、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）別紙第４号書式の備考によるものとする。